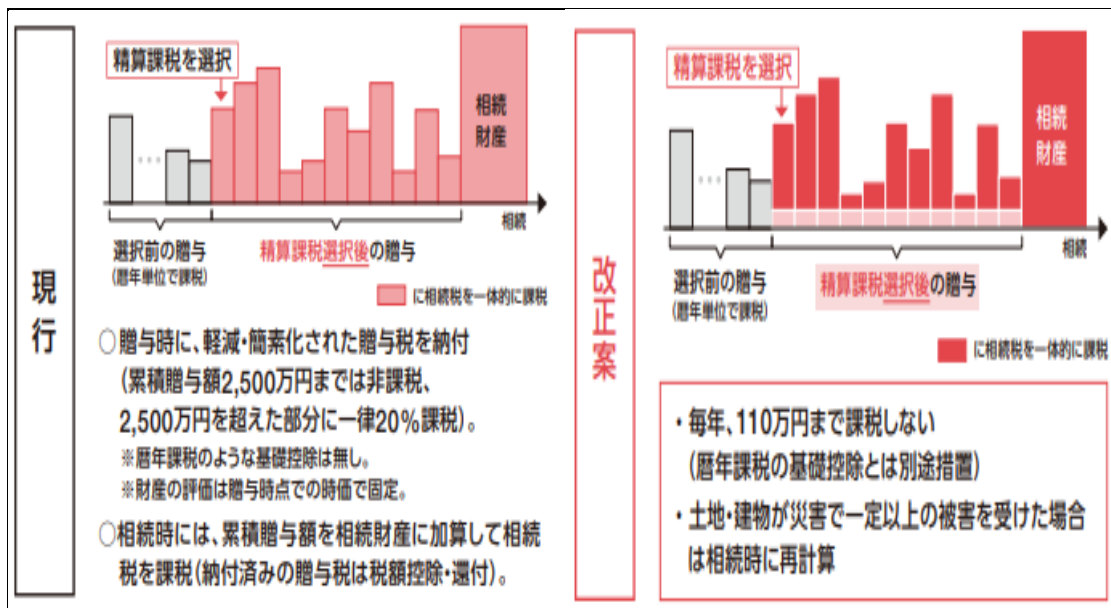


最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。葉桜の緑があざやかな季節になりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。
前月に引き続き「令和5年度税制改正大綱」より資産課税の改正内容の一部についてご紹介いたします。

令和5年度税制改正大綱（相続税・贈与税関係）

相続時精算課税制度について、現行の暦年課税の基礎控除とは別途、110万円の基礎控除を創設するとともに、相続時精算課税で贈与を受けた土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合に相続時に再計算する見直しを行います。



※上記見直しは、令和6年1月1日以降に受けた贈与について課税されます。

(出典：財務省「令和5年度税制改正(案)のポイント」(令和5年2月))

今回はポイントを絞ってお伝えしましたが相続時精算課税制度を利用する際は注意しなければならない点(暦年課税制度は使えなくなる等)がありますので贈与をご検討の際は担当者までご連絡ください。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350